

# 宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業

## 優先交渉権者選定基準

令和6年6月28日

宇部市土木建設部

## 目次

第1 本書の位置付け.....	1
第2 審査の進め方.....	1
1 資格審査.....	3
2 競争的対話.....	6
3 提案審査.....	7
(1) 基礎審査.....	7
(2) 総合審査.....	7
第3 審査結果の公表.....	8

## 第1 本書の位置付け

本優先交渉権者選定基準（以下「本書」という。）は、宇部市（以下「市」とする。）が実施する「宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業」（以下「本事業」という。）の設計及び建設工事に関し、実施する事業者の募集・選定を行うに当たって、応募に参加しようとする者を対象に交付する募集要項と一体となるものである。

本事業を実施する事業者は、対象施設の設計・建設及び対象施設の撤去（設計を含む）に係る専門的な知識やノウハウ、技術力等を有することが求められる。このため、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定に当たっては、設計・建設などに関する提案内容、事業方針の妥当性・確実性、提案価格等の各面から評価を行う公募型プロポーザル方式を採用する。

本書は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者及び次点交渉権者を決定するため、要求水準書等の内容について応募者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

## 第2 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施する。

- ①資格審査：第一次審査として応募資格の有無を確認する。
- ②提案審査：第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。

提案審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成される。「基礎審査」では、提案価格及び提案内容が要求水準等を満たしているか否かを確認する。「総合審査」では、提案内容（提案価格含む）を様々な視点から総合的に評価する。

審査のうち、①資格審査及び②提案審査のうち基礎審査は市が行うものとし、②提案審査のうち総合審査は、「宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業 事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という）が実施する。

選定委員会は、学識経験を有する者等で構成され、選定委員会において決定した選定基準に基づいて提案内容の審査を行い、最優秀提案者を優先交渉権者として、次点提案者を次点交渉権者として選定する。市は、選定委員会による審査結果を踏まえ、最終的に優先交渉権者及び次点交渉権者として決定する。

なお、基礎審査において、応募者の提案内容が要求水準を満たさない場合には、当該応募参加者は失格となる。

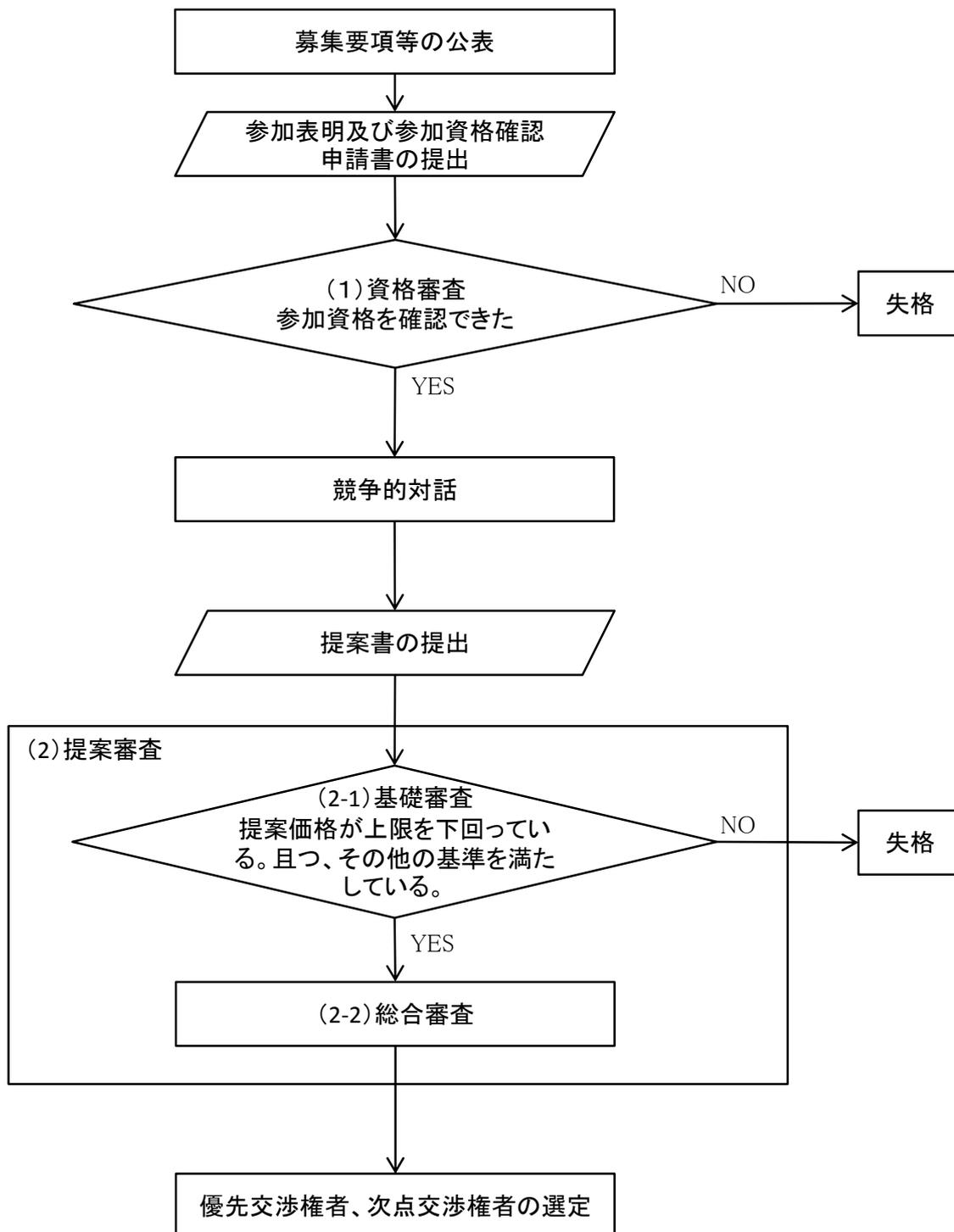


図1 審査の進め方

## 1 資格審査

資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類をもとに、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。資格審査は市が実施し、参加資格が確認できない場合は失格とする。資格審査における確認内容は、表 1.1～表 1.3 のとおりとする。

表 1.1 参加資格要件の確認内容（応募者等の構成）

確 認 内 容
(1) 応募者の構成
ア 応募者は、複数の企業によって構成される建設等 JV とする。
イ 応募者は、建設等 JV を構成する企業の名称及びそれらの者が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
ウ 建設等 JV から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。
エ 建設等 JV 構成員は、他の応募者の構成員として重複参加できないものとする。
オ 建設等 JV 構成員 2 社が、それぞれ、次のいずれかの関係に該当する場合は、それぞれの 2 社は、別の建設等 JV 構成員として参加することはできないものとする。
①資本関係
以下のいずれかに該当する 2 社の場合
ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
②人的関係
以下のいずれかに該当する 2 社の場合
ただし、(ア) については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
③以下のいずれかに該当する 2 社の場合
(ア) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合
(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合は、その支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合
(ウ) 一方の会社の電話・ファクシミリ・メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一

である場合

- (エ) 一方の会社の本市応募に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である場合  
④その他事業者選定の適正さが阻害されると認められる場合

- カ 資格審査書類の受付開始日以降、代表企業及び建設等 JV 構成員の変更は認めない。ただし、建設等 JV 構成員を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。
- キ 資格審査書類の受付開始日以降、建設等 JV 構成員が第 2\_3 (2) の参加資格要件を、又は建設等 JV 構成員が同 (3) の参加資格要件を満たさなくなった場合、市に速やかに通知しなければならない。

(2) 建設等 JV 構成員に共通の参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 資格審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- オ 市が発注したアドバイザー業務を受託した株式会社 N J S 及び当該業務において上記の者と提携関係にある者（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（東京都千代田区 代表弁護士：山本輝幸））並びにこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者でないこと。
- カ 事業者選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ク 建設等 JV 構成員のすべてが、法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- ケ 建設等 JV 構成員のすべてが、宇部市税、山口県税に係る徴収金を完納していること。宇部市及び山口県に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村税（都税・特別区税）及び道府県税（都税）を滞納していない者であること。
- コ 建設等 JV 構成員のすべてが、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年

<p>法律第 115 号) に基づく厚生年金保険 (以下「社会保険」という。) に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。</p> <p>サ 建設等 JV 構成員の少なくとも 3 社は、宇部市内に本店が所在する法人であること。ただし、この宇部市内に本店が所在する法人は、資格審査書類の受付開始日の時点で会社設立後 3 年以上を経過していることが必要である。</p> <p>シ 上記、オ及びカに定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。</p>
--

表 1.2 参加資格要件の確認内容 (応募者の要件「設計企業」)

確 認 内 容
<p>(3) 設計企業の要件</p> <p>ア 企業の要件</p> <p>設計企業は、次の①から②までの要件を満たしていること。複数の設計企業で業務を分担する場合は、①については全ての設計業務を担当する構成員が満たすものとする。②の要件については、各設計業務を担当する構成員のうち少なくとも 1 社が満たすことで足りる。</p> <p>① 「令和 5・6 年度宇部市入札参加資格」における「建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。</p> <p>② 建築士法第 23 条の規定による一級建築士事務所として登録を受けており、一級建築士を有すること。</p> <p>イ 配置予定技術者の要件</p> <p>① 管理技術者</p> <p>技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号) 第 2 条に規定する技術士 (業務に該当する部門) あるいは社団法人建設コンサルタンツ協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー (以下「RCCM」という。) の資格保有者。</p> <p>② 照査技術者</p> <p>管理技術者資格と同等で、兼任はできない。</p>

表 1.3 参加資格要件の確認内容 (応募者の要件「建設企業」)

確 認 内 容
<p>(4) 建設企業の要件</p> <p>ア 企業の要件</p> <p>建設企業は、次の①から②までの要件を満たしていること。複数の建設企業で業務を分担する場合は、建設業務を担当する全ての企業は①及び②の要件を満たすものとする。</p> <p>① 建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種類 (土木一式工事、建築一式工事、電気工事、機械器具設置工事) について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>② ①に示す、本事業において担当する工事の種類について、「令和 5・6 年度宇部市入札参加資格」の認定を受けていること。</p>

イ 配置予定技術者の要件

- ① 建設企業は、現場代理人を1名配置するものとする。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者の兼任は可能とする。
- ② 建設企業は、各工種（土木、建築、機械、電気）において、下表に示す基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を専任させるものとする。ただし、監理技術者にあつては、市から直接当該工事を請け負った特定建設業者が監理技術者の補佐するものとして政令で定める者を当該工事現場に置くときはその限りではない。なお、専門工種（業種）の兼任は不可とする。

専門分野（職種）	主任技術者又は監理技術者の要件
土木工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主任技術者又は監理技術者は、(4) ア①の土木一式工事に係る参加資格要件を満たす建設企業から選出すること。</li> <li>・ 主任技術者は、建設業法又は技術士法に定める資格を有するものであること。</li> <li>・ 監理技術者は、「土木一式工事」に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。</li> </ul>
建築工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主任技術者又は監理技術者は、(4) ア①の建築一式工事に係る参加資格要件を満たす建設企業から選出すること。</li> <li>・ 主任技術者は、建設業法又は建築士法に定める資格を有するものであること。</li> <li>・ 監理技術者は、「建築一式工事」に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。</li> </ul>
機械器具設置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主任技術者又は監理技術者は、(4) ア①の機械器具設置工事に係る参加資格要件を満たす建設企業から選出すること。</li> <li>・ 主任技術者は、機械器具設置工事業に係る建設業法に定める資格を有するものであること。</li> <li>・ 監理技術者は、「機械器具設置工事」に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。</li> </ul>
電気工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主任技術者又は監理技術者は、(4) ア①の電気工事に係る参加資格要件を満たす建設企業から選出すること。</li> <li>・ 主任技術者は、電気工事業に係る建設業法に定める資格を有するものであること。</li> <li>・ 監理技術者は、「電気工事」に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。</li> </ul>

- ウ 応募建設企業と公募資格審査書類の受付開始日以前に3か月以上の雇用関係にあり、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2 競争的対話

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、公募内容について市と応募者との齟齬を生じさせないようにすること、また、提案における要求水準未達成を防ぐことを目的として、競争的対話を行う。

### 3 提案審査

#### (1) 基礎審査

基礎審査では、提案書類について、応募者からの提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。基礎審査は市が実施し、確認内容を満足できていない応募者は失格とする。

#### (2) 総合審査

総合審査では提案価格と提案内容の二つの面から評価を行う。提案価格の評価点が 30 点満点、提案内容の評価点が 70 点満点の合計 100 点満点で評価する。

総合評価点数（満点 100 点）＝提案内容評価の得点（70 点）＋提案価格の得点（30 点）
--

#### ① 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、本市が本事業に対して応募者の創意工夫や技術力、ノウハウ等の発揮を大いに期待して設定したものである。

加算審査項目の配点及び評価内容等については表 3.1 に示す。

表 3.1 審査項目の分類と配点

分 類		配点
I 事業実施方針及び実施体制・実績に関する事項	1.事業実施方針	10
	2.事業実施体制	
	3.応募者の実績	
	4.各業務実施体制と業務担当者の実績	
	5.リスク管理に関する提案	
	6.モニタリングに関する提案	
II 設計・建設及び施設能力に関する事項	1.調査に関する提案	60
	2.整備計画に関する提案	
	3.施工・工程計画に関する提案	
	4.工事管理に関する提案	
	5.地域経済への貢献に関する提案	
	6.環境配慮に関する提案	
	7.災害及び事故対応に関する提案	
	8.維持管理性や将来の設備更新に配慮した施設整備に関する提案	
	9. DXの活用に関する提案	
	10. その他の提案	
① : I～IIの提案項目の計（提案内容点）		70
② : III提案価格に関する提案（価格点）		30
合計（①+②）		100

## ② 提案内容の評価

提案内容の審査においては、表 3.1 の審査項目ごとに審査を行い、表 3.2 内容評価の審査項目の得点化方法に基づき審査委員会が得点を付与する。

表 3.2 内容評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	当該評価項目において、特に優れている	配点×1.0
B	当該評価項目において、優れている	配点×0.6
C	当該評価項目において、要求水準を満足している（標準）	配点×0.2
D	当該評価項目において、要求水準を満足しているが改善の余地がある	配点×0

なお、得点化の際は、小数点第 3 位以下は四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。

## ③ 提案価格の得点化方法

提案価格については、以下の方法で得点を算定する。

○見積参加者中、提案書に記載された提案価格が最低である者を 1 位とし、価格点の満点である 30 点を付与する。

○他の見積参加者の価格点は、1 位の価格（最低提案価格）との比率により算出する。

○「評価価格」は、現在価値でなく実額を用いる。

○価格の点数化では、小数点以下第 3 位を四捨五入して、第 2 位までの値を使用する。

$$\text{価格点} = \text{価格点の満点} \times \text{最低提案価格} / \text{当該提案価格}$$

（算出例）

Aグループ：提案価格 110 億円（見積参加者の中の最低価格）  
価格点 30.00 点

Bグループ：提案価格 130 億円  
価格点 30 点×110 億円／130 億円=25.38 点

## ④ 総合評価

本市は、選定委員会による総合評価点（内容点と価格点の合計）の算定結果からの優秀提案選定を踏まえ、優先交渉権者を決定する。なお、総合評価点 60 点以上を条件とする。

ただし、総合審査の結果が同点となった場合には、提案内容の評価点が高い応募者を優先交渉権者とする。

## 第 3 審査結果の公表

審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要については市のホームページにて公表する。